

「地震防災対策用資産の取得に関する特例措置」（所得税・法人税） 関連条文四段表

租税特別措置法	租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行規則	内閣府告示
<p>（地震防災対策用資産の特別償却） 第十一条の二 青色申告書を提出する個人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合（所有権移転リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災対策用資産の償却費として必要経費に参入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該地震防災対策用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。</p>	<p>（地震防災対策用資産の特別償却） 第五条の十一 法第十一条の二第二項に規定する地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第八十五号）第四条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う個人とする。 2 法第十一条の二第一項に規定する政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。 一 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三条第一項の規定により地震防災対策強化地域として指定された区域 二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された区域 三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された区域</p>	<p>（地震防災対策用資産の特別償却） 第五条の十三 施行令第 五条の十一第三項に規</p>	<p>租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第五条の十一</p>
2・3 略	3		

(地震防災対策用資産の特別償却)
第四十四条 青色申告書を提出する法人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうち製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「地

気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十三条の規定により気象庁が行う同法第二条第四項第二号に規定する地震動(以下この項において「地震動」という。)についての同条第六項に規定する予報(以下この項において「予報」という。))及び同条第七項に規定する警報(これらに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。))又は同法第十七条第一項の許可を受けた者が行う地震動についての予報を受信する装置並びにこれと一体として整備することにより地震防災に著しく資する減価償却資産で、内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。
4 内閣総理大臣は、前項の規定により減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

(地震防災対策用資産の特別償却)
第二十八条の四 法第四十四条第一項に規定する地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令第四条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う法人とする。
2 法第四十四条第一項に規定する政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。
一 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定により地震防

定する財務省令で定めるものは、気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)第十条の二第一号イの予報資料とする。

第三項及び第二十八条の四第三項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十一条の二第一項及び第四十四条第一項の規定の適用を受ける機械及び装置その他の減価償却資産を次のように指定し、平成二十一年四月一日から適用する。
平成二十一年三月三十一日

内閣総理大臣 麻生太郎
一 緊急地震速報受信装置(次のいずれかのものに限るものとし、これと同時に設置する専用の報知装置(次のいずれかの制御指令信号に基づき、予想される地震動が到達するまでの時間及び震度に関する情報を自動的に報知するものを含む。))
イ 気象庁が行う気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第二条第四項第二号に規定する地震動(以下「地震動」という。))についての同条第六項に規定する予報(以下「予報」という。))及び同条第七項に規定する警報(以下「警報」という。))を受信する機能並びにその受信した予報及び警報に基づき自動的に制御指令信号を発信して緊急遮断装置その他の機械及び装置の動作を制御する機能を有する装置
ロ 気象庁が提供する気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)第十条の二第一号イの予報資料(以下「予報資料」という。))を受信する機能、その受信した予報資料に基づき

2
略

震防災対策用資産」という。)を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

3

災対策強化地域として指定された区域

二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された区域

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された区域

法第四十四条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、氣象業務法第十三条の規定により氣象庁が行う同法第二条第四項第二号に規定する地震動(以下この項において「地震動」という。)についての同条第六項に規定する予報(以下この項において「予報」という。)及び同条第七項に規定する警報(これらに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)又は同法第十七条第一項の許可を受けた者が行う地震動についての予報を受信する装置並びにこれと一体として整備することにより地震防災に著しく資する減価償却資産で、内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

(地震防災対策用資産の特別償却)

第二十条の八 施行令第二十八条の四第三項に規定する財務省令で定めるものは、氣象業務法施行規則第十条の二第一号イの予報資料とする。

氣象業務法施行規則第十条の二第一号ロの計算方法を定める件(平成十九年十一月二十六日氣象庁告示第十一号)の計算方法により地震動の到達予想時刻及び予想震度を計算する機能並びにその計算の結果に基づき自動的に制御指令信号を発信して緊急遮断装置その他の機械及び装置の動作を制御する機能を有する装置

ハ 氣象業務法第十七条第一項の許可を受けた者が行う地震動についての予報を受信する機能及びその受信した予報に基づき自動的に制御指令信号を発信して緊急遮断装置その他の機械及び装置の動作を制御する機能を有する装置

二 緊急遮断装置(前号イ、ロ又はハの制御指令信号に基づき自動的に作動するもので、同号の緊急地震速報受信装置と同時に設置するものに限る。)

三 感震装置(前二号に掲げるものと同時に設置するものに限る。)

(地震防災対策用資産の特別償却)

第六十八条の十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、その施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産(以下この項において「地震防災対策用資産」という。)を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。以下「その用に供した日を含む連結事業年度」という。)の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2
略

(地震防災対策用資産の特別償却)

第三十九条の四十八 法第六十八条の十九第一項に規定する地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものは、連結親法人又はその連結子法人で大規模地震対策特別措置法施行令第四条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行うものとする。

2 法第六十八条の十九第一項に規定する政令で定める区域は、第二十八条の四第二項各号に掲げる区域とする。